

第5

健全な財政の維持と行政改革に努めます。

平成21年4月に自治体財政健全化法が施行され、各自治体の財政判断の目安となる健全化判断比率の公表が義務づけられました。行政運営は最小の経費で最大の効果をあげることを基本であり、今まで第4次小清水町行財政改革大綱（H23～27年度）に基づき町民の皆さまのご理解とご協力をいただき着実に行政改革を推進してきました。引き続き、引き続き行政の健全化を推進するとともに、自立した自治体として、限られた財源を有効に活用し、「身の丈にあった財政運営」を目指すべく国の動向に注視しながら、より安定した行政基盤の構築を推進してまいります。そして事務の効率化と事業の有効性について再点検を行い、真に必要なものを根本から積み上げ、「やるべきことは今やる」を基本に、各種施策を展開してまいります。

第6

まちづくり

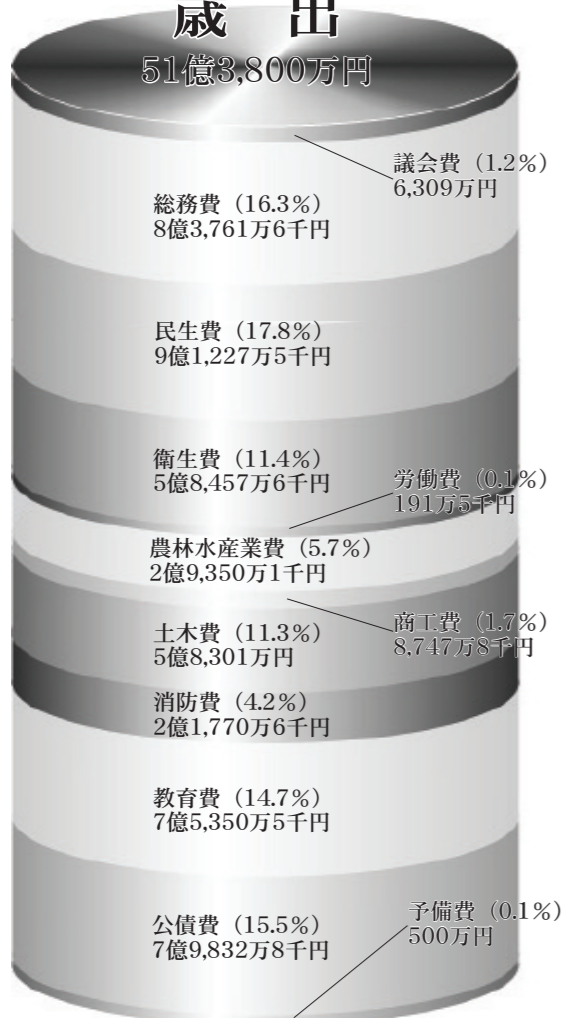
地方行政を取り巻く情勢は、東日本大震災と原発事故により被害を受けた被災地の生活再建や社会経済の再生が図られるなかで、景気の足取りに緩やかな回復傾向が見られるとはいえ、地域主権の実現に向けた取り組みなど様々な諸課題が山積しております。

地方分権一括法の施行により自己決定・自己責任による真の地方主義が要求されるという大きな変革のなかにあります。私は、町民の皆さまの負託に応え、安心して働き暮らせる、そして将来を担う子どもたちに誇れるまちづくり実現のため、引き続き全力を傾注してまいります。で、何卒、町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

一般会計

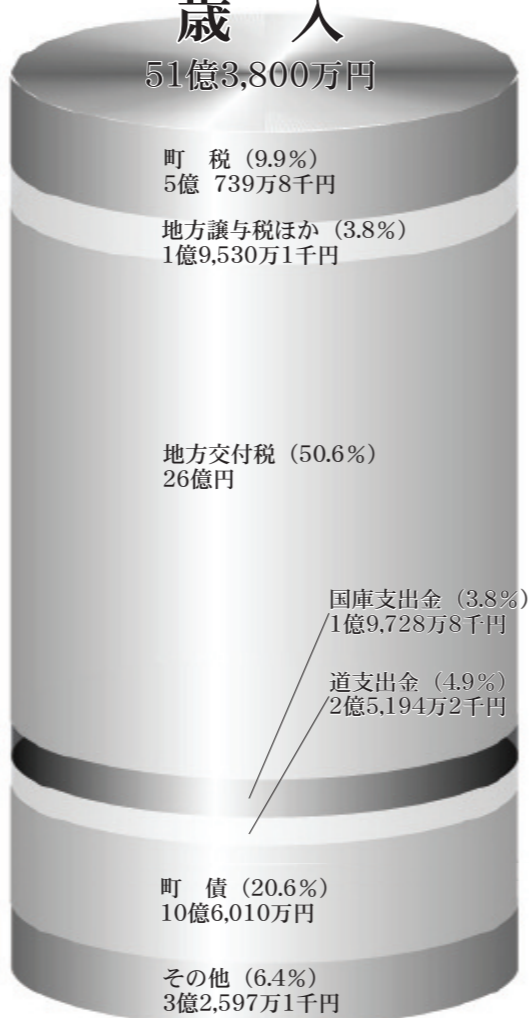
歳出

51億3,800万円



歳入

51億3,800万円



平成26年度当初予算

其の1

総額 71億4,766万1千円の使いみち



各会計予算額 ()は前年度比

Table with 3 columns: Accounting Type, Budget Amount, and Change from Previous Year. Includes categories like General Accounting (22.7% increase), Special Accounting (National Health Insurance, etc.), and Total (16.7% increase).

平成26年度は、義務的経費を中心に財政収支試算に基づく予算を基に、「安全・安心なまちづくりの推進」、「安心して暮らすためのインフラ整備」を重点とする施策の推進を図ることとしております。(歳入規模に見合う歳出規模の構築) 町民の皆さまのご理解ご協力をいただきながら、町財政の健全化と住民サービスの確保に努めて参ります。